

## 過疎地域における県税の課税免除の手続について

神奈川県においては、「過疎地域における県税の課税の特例に関する条例」の規定により、真鶴町において、法人又は個人の方が製造業、旅館業、農林水産物等販売業又は情報サービス業等の用に供する設備の取得等をした場合や個人の方が畜産業・水産業を営む場合は、県税（不動産取得税や事業税）の全部又は一部が課税免除となる場合があります。

課税免除となる要件は次のとおりですので、該当する場合は、届出書（別添）に必要書類を添えてご提出ください。

### 提出先及び問合せ先について

- 不動産取得税  
小田原県税事務所の不動産取得税課にお願いします。
  - 法人事業税  
本店所在地若しくは神奈川県内の主たる事業所（本店所在地が神奈川県以外の場合）の所在地を所管する県税事務所の事業税課にお願いします。
  - 個人事業税  
住所地を所管する県税事務所の事業税課にお願いします。
- ※ 法人事業税・個人事業税の所管県税事務所につきましては、「6 問い合わせ先 県税事務所一覧」でご確認ください。

1 適用区域  
真鶴町

2 適用期間  
令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

3 要件

対象となる税金の種類	対象となる業種	要件
不動産取得税 法人事業税 個人事業税	製造業 旅館業	減価償却資産の取得価額の合計が、次の額以上の設備の取得等（※）をした青色申告書を提出する法人・個人 <取得価額要件> 個人・資本金5千万円以下 500万円 資本金5千万円超1億円以下 1,000万円 資本金1億円超 2,000万円
	農林水産物等販売業 情報サービス業等	減価償却資産の取得価額の合計が、500万円以上の設備の取得等（※）をした青色申告書を提出する法人・個人
個人事業税	畜産業 水産業	個人又は同居の親族で事業を行った日数の合計が、当該年における延べ労働日数の1/3超～1/2以下の者

※ 取得又は製作若しくは建設をい、建物及びその附属設備にあっては改修のための工事による取得又は建設を含みます。ただし、資本金5千万円超の法人は、新增設に限ります。

#### 4 課税免除の額等

##### (1) 不動産取得税

取得等をした減価償却資産（建物）及びその敷地（土地）に係る不動産取得税  
ただし、次の点にご留意ください。

##### <留意事項>

###### ○ 建物に係る課税免除

課税免除の対象となる減価償却資産は建物のみとなります。

対象となる業種	対象となる建物
製造業	工場用の建物
旅館業	ホテル用、旅館用及び簡易宿泊用の建物
農林水産物等販売業	農林水産物等販売の用に供する建物
情報サービス業等	情報サービス業等の用に供する建物

※1 例えば、製造業を行う法人が工場用建物と倉庫用建物を取得した場合には、工場用建物だけが対象となります。また、1棟の工場用建物の中に営業部門の事務室など製造業の用に直接供されない部分がある場合には、総床面積に対する製造業の用に直接供されている部分の床面積の割合で求めた税額を課税免除することになります。

※2 課税免除が適用される建物は、各業種に応じた耐用年数（「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表1）を適用し、かつ、特別償却（租税特別措置法第45条第3項関係）の適用を受けられるものに限られます。

###### ○ 土地に係る課税免除

課税免除が適用される土地は、土地を取得した日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする上記の建物の建設の着手があった場合における当該土地に限られます。

※ 当該土地の取得に係る不動産取得税については、対象となる建物の課税免除対象部分の水平投影面積に相当する税額を課税免除することになります。

##### (2) 法人事業税

取得等をした減価償却資産（設備）に係る法人事業税所得割額（対象設備の操業開始の日の属する事業年度から3年度間）

##### 法人事業税に係る課税免除の額の算定方法

課税免除は、法人事業税所得割額の課税標準である所得額から次の算式によって得た額を差し引くことにより行います。

##### <計算式>

$$\text{課税標準である所得額から差し引く額} = \frac{\text{各事業年度の法人所得額} \times \text{取得した設備に係る従業員数}}{\text{県内の全従業員数}}$$

※ 「設備に係る従業員数」は、当該設備に直接従事する従業員数をいいます。

##### (3) 個人事業税

###### ア 製造業、旅館業、農林水産物等販売業又は情報サービス業等

取得等をした減価償却資産（設備）に係る個人事業税額（対象設備の操業開始の日の属する年度から3年度間）

※ 課税免除の額の算定方法は、(2)と同様です。

###### イ 畜産業・水産業

個人事業税の全額（課税免除をした最初の年度以後5年度間）

5 必要書類

必要書類	不動産 取得税	事業税		
		(製造業他) 【法人】	(製造業他) 【個人】	(畜産業・ 水産業) 【個人】
1 不動産取得税の課税免除届出書 (条例施行規則第4号様式 別添のもの)	○			
2 個人の事業税の課税免除届出書 (製造業他) (条例施行規則第1号様式 別添のもの)			○	
3 法人の事業税の課税免除届出書 (条例施行規則第2号様式 別添のもの)		○		
4 個人の事業税の課税免除届出書 (畜産業・ 水産業) (条例施行規則第3号様式 別添の もの)				○
5 確定申告書の写し	○			
6 確定申告書に添付した特別償却に関する明 細書の写し又は償却限度額の計算に関する明 細書 (法人税申告書別表 16(1)又は(2)及び特 別償却の付表「特定地域における工業用機械 等の特別償却の償却限度額の計算に関する付 表」)の写し	○	○		
7 特別償却を受け得る状態であるが選択しな かった法人又は個人については、その理由書	○	○	○	
8 各月末ごとの特別償却設備に係る従業者の 数を確認することができる明細書		○	○	
9 見取図、平面図及び立面図等 (寸法の表示 のあるもの)	○	○	○	
10 事業所等の年次別建設計画及びその実績の 概要を明らかにする書類 (届出のあった特別 償却設備が建物及びその附属設備である場合 に限る。)	○	○	○	
11 届出のあった特別償却設備である家屋 (区 分所有の家屋にあっては、独立的に区画され た一の部分。)に係る検査済証、建築確認済証 及び建築確認申請書の写し及び登記事項証明 書の写し	○	○	○	
12 事業報告書等事業内容の分かるもの	○	○	○	

※ なお、これらの必要書類は例示であり、その他の書類が必要となる場合もあります。

6 問い合わせ先 県税事務所一覧

事務所名	電話番号	所在地	所管区域
横浜県税	045-651-1471	〒231-8555 横浜市中区山下町 75 神奈川県自治会館 6階・7階	横浜市西区、中区、保土ヶ谷区、 旭区、瀬谷区
神奈川県税	045-321-5741	〒221-0824 横浜市神奈川区広台太田町 3-8 神奈川区総合庁舎本館 4階	〃 鶴見区、神奈川区、港北区
緑県税	045-973-1911	〒225-8513 横浜市青葉区市ヶ尾町 27-5	〃 緑区、青葉区、都筑区
戸塚県税	045-881-3911	〒244-0816 横浜市戸塚区上倉田町 449	〃 南区、港南区、磯子区、 金沢区、戸塚区、栄区、泉区
川崎県税	044-233-7351	〒210-8562 川崎市川崎区東田町 8 パレール三井ビルディング 20階	川崎市川崎区、幸区
高津県税	044-833-1231	〒213-8515 川崎市高津区溝口 1-6-12 リンクス溝の口 2階	〃 中原区、高津区、宮前区、 多摩区、麻生区
相模原県税	042-745-1111	〒252-0381 相模原市南区相模大野 6-3-1	相模原市
横須賀県税	046-823-0210	〒238-0006 横須賀市日の出町 2-9-19	横須賀市、鎌倉市、逗子市、 三浦市、葉山町
平塚県税	0463-22-2711	〒254-0073 平塚市西八幡 1-3-1	平塚市、秦野市、伊勢原市、 大磯町、二宮町
藤沢県税	0466-26-2111	〒251-8534 藤沢市鶴沼石上 2-7-1	藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町
小田原県税	0465-32-8000	〒250-0042 小田原市荻窪 350-1	小田原市、南足柄市、中井町、 大井町、松田町、山北町、開成町、 箱根町、真鶴町、湯河原町
厚木県税	046-224-1111	〒243-8522 厚木市水引 2-3-1	厚木市、大和市、海老名市、 座間市、綾瀬市、愛川町、清川村



○ 不動産取得税に関すること

小田原県税事務所 不動産取得税課

電話番号 (代表) 0465-32-8000 内線 3063

○ 事業税に関すること

【法人事業税】本店所在地若しくは神奈川県内の主たる事業所(本店所在地が神奈川県以外の場合)の所在地を所管する県税事務所の事業税課

【個人事業税】住所地を所管する県税事務所の事業税課

\*上記「問い合わせ先 県税事務所一覧」をご参照ください。

(第1号様式)

個人の事業税の課税免除届出書（製造業・情報サービス業等・農林水産物等販売業・旅館業）

年 月 日

神奈川県 県税事務所長殿

郵便番号  
住（居）所  
氏名  
電話番号

過疎地域における県税の課税の特例に関する条例第2条第1項の規定の適用を受ける個人の事業税について、次のとおり届け出ます。

課税免除の適用を受ける所得の発生した年		年														
所得金額		円														
届出に係る事業の種類		製造業・情報サービス業等・農林水産物等販売業・旅館業														
取得等をした特別償却設備の内容	設置した場所															
	事業の用に供した日		年 月 日													
	種 類	取 得 価 額	取 得 等 を し た 日	取 得 等 の 区 分												
	建物及びその附属設備	円	年 月 日	新設・増設・その他（ ）												
	構 築 物	円	年 月 日	新設・増設・その他（ ）												
	機 械 及 び 装 置	円	年 月 日	新設・増設・その他（ ）												
	船 舶	円	年 月 日	新設・増設・その他（ ）												
	航 空 機	円	年 月 日	新設・増設・その他（ ）												
	車 両 及 び 運 搬 具	円	年 月 日	新設・増設・その他（ ）												
	工 具 、 器 具 及 び 備 品	円	年 月 日	新設・増設・その他（ ）												
合 計		円														
従業者の数	区 分	1月末日	2月末日	3月末日	4月末日	5月末日	6月末日	7月末日	8月末日	9月末日	10月末日	11月末日	12月末日	基準数値		
	取得等をした特別償却設備に係る従業者（直接従事する者）の数													(ア)		
	取得等をした特別償却設備に係る事務職員等の数													(イ)		
	県内に有する事務所又は事業所の従業者で上記以外のものの数													(ウ)		
課税免除割合 (ア) / ((ア)+(イ)+(ウ))																

備考 基準数値の欄は、地方税法第72条の54第2項に規定する所得の算定の例により記入してください。

(第2号様式)

年 月 日

神奈川県 県税事務所長殿

郵便番号  
所在地  
法人名  
代表者氏名  
法人番号  
電話番号・担当者

過疎地域における県税の課税の特例に関する条例第2条第1項の規定の適用を受ける法人の事業税について、次のとおり届け出ます。

課税免除の適用を受ける事業年度		年月日から年月日まで													
届出に係る事業の種類		製造業・情報サービス業等・農林水産物等販売業・旅館業													
取得等をした特別償却設備の内容	設置した場所														
	事業の用に供した日	年月日													
	種類	取得価額	取得等をした日	取得等の区分											
	建物及びその附属設備	円	年月日	新設・増設・その他( )											
	構築物	円	年月日	新設・増設・その他( )											
	機械及び装置	円	年月日	新設・増設・その他( )											
	船舶	円	年月日	新設・増設・その他( )											
	航空機	円	年月日	新設・増設・その他( )											
	車両及び運搬具	円	年月日	新設・増設・その他( )											
	工具、器具及び備品	円	年月日	新設・増設・その他( )											
合計	円														
従業者の数	区分	月末日	月末日	月末日	月末日	月末日	月末日	月末日	月末日	月末日	月末日	月末日	月末日	月末日	基準数値
	取得等をした特別償却設備に係る従業者(直接従事する者)の数														(ア)
	取得等をした特別償却設備に係る事務職員等の数														(イ)
	県内に有する事務所又は事業所の従業者で上記以外のものの数														(ウ)
固定資産の価額	取得等をした特別償却設備に係る固定資産の価額														円(a)
	県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額(電気供給業(小売電気事業及びこれに準ずるものを除く。以下同じ。))又はガス供給業を主たる事業として営む法人にあっては、当該固定資産の価額のうち製造業用、情報サービス業等用、農林水産物等販売業用又は旅館業用の設備に係る固定資産の価額)														円(b)

(所得金額を課税標準とする法人)

所得金額	本県の課税標準額 となるべき所得金額 ①	課税免除割合 (ア) / ((ア) + (イ) + (ウ)) 又は(a) / (b) ②	課税免除に係る 課税標準額 ③ = ① × ②	差引課税標準額 ④ = ① - ③	税率 ⑤	税額 ④ × ⑤
年400万円 以下の金額	円		円	円	— 100	円
年400万円を 超え年800万 円以下の金額	円		円	円	— 100	円
年800万円を 超える金額	円		円	円	— 100	円
計	円		円	円		円
軽減税率不適 用法人の金額	円		円	円	— 100	円

(収入金額を課税標準とする法人)

収入金額	本県の課税標準額 となるべき収入金額 ①	課税免除割合 (ア) / ((ア) + (イ) + (ウ)) 又は(a) / (b) ②	課税免除に係る 課税標準額 ③ = ① × ②	差引課税標準額 ④ = ① - ③	税率 ⑤	税額 ④ × ⑤
	円		円	円	— 100	円

- 備考 1 従業者の数及び固定資産の価額の欄は、電気供給業、ガス供給業又は倉庫業を主たる事業として営む法人は固定資産の価額の欄に、それ以外の法人は従業者の数の欄に記入してください。
- 2 基準数値の欄は、地方税法第72条の48第4項から第6項まで、第11項及び第12項に規定する事業税の分割基準の算定の例により記入してください。

(第3号様式)

個人の事業税の課税免除届出書 (畜産業・水産業)

年 月 日

神奈川県 県税事務所長殿

郵便番号

住(居)所

氏名

電話番号

過疎地域における県税の課税の特例に関する条例第2条第2項の規定の適用を受ける個人の事業税について、次のとおり届け出ます。

課税免除の適用を受ける所得の発生した年		年
所得金額		円
届出に係る事業の種類	畜産業・水産業	
事業を行った期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
労働日数	事業を行った期間のうち、本人又はその同居の親族の延べ労働日数(ア)	日
	事業を行った期間のうち、本人又はその同居の親族以外の者の延べ労働日数(イ)	日
	計(ウ)	日
本人又はその同居の親族の労力によって届出に係る事業を行った割合(ア)/(ウ)		

備考 本人又はその同居の親族の労力によって届出に係る事業を行った日数の合計(ア)が、当該事業の当該年における延べ労働日数(ウ)の3分の1を超え、かつ、2分の1以下である場合に、課税免除となります。

## ○過疎地域における県税の課税の特例に関する条例（抜粋）

（事業税の課税免除）

第2条 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「法」という。）第2条第2項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から令和6年3月31日までの間に、法第8条第1項に規定する市町村計画に記載された同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域（以下「産業振興促進区域」という。）内において、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二十四条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和3年総務省令第31号。以下「省令」という。）第1条第1号イに規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）の取得等（同号イに規定する取得等をいう。）をした者（以下「特別償却設備設置者」という。）について、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年以後3年以内の各年又は当該日の属する事業年度開始の日以後3年以内に終了する各事業年度に係る所得金額又は収入金額（事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該特別償却設備に係るものとして省令第2条の規定により計算した額に対しては、事業税を課さない。

- 2 産業振興促進区域内において畜産業又は水産業を行う個人でその者又はその同居の親族の労力によってこれらの事業を行った日数の合計がこれらの事業の当該年における延べ労働日数の3分の1を超え、かつ、2分の1以下であるものについて、公示日の属する年以後の各年（この項の規定により事業税を課さないこととする最初の年以後5年以内の各年に限る。）のその者の所得金額に対しては、事業税を課さない。

## ○過疎地域における県税の課税の特例に関する条例施行規則（抜粋）

1 過疎地域における県税の課税の特例に関する条例（平成30年神奈川県条例第2号。以下「条例」という。）第5条の規定による届出は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める届出書を提出して行わなければならない。

- (1) 個人の事業税について条例第2条第1項の規定の適用を受ける場合 個人の事業税の課税免除届出書（製造業・情報サービス業等・農林水産物等販売業・旅館業）（第1号様式）
- (2) 法人の事業税について条例第2条第1項の規定の適用を受ける場合 法人の事業税の課税免除届出書（第2号様式）
- (3) 条例第2条第2項の規定の適用を受ける場合 個人の事業税の課税免除届出書（畜産業・水産業）（第3号様式）
- (4) (5) 略

- 2 前項の規定による届出書の提出は、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。
- (1) 当該届出に係る特別償却設備が過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項に規定する市町村計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第4項の表の第1号の中欄又は第45条第3項の表の第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第4項の表の第1号の下欄又は第45条第3項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるものであることを確認できる書類（前項第3号に掲げる届出書の提出を行う場合を除く。）
  - (2) 当該届出に係る特別償却設備の取得日、設置場所及び取得価額が確認できる書類（前項第3号に掲げる届出書の提出を行う場合を除く。）
  - (3) 当該届出に係る特別償却設備の配置の状況及び当該設備に係る従業者の数を確認できる書類（前項第1号及び第2号に掲げる届出書の提出を行う場合（電気供給業（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。）、ガス供給業又は倉庫業を主たる事業として営む法人が行うものを除く。）に限る。）
  - (4) 当該届出に係る特別償却設備である家屋及びその敷地である土地を取得した日が確認できる書類（前項第4号に掲げる届出書の提出を行う場合に限る。）
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類